

人権問題啓発推進事業（継続）

【平成20年度概算決定額：9,586（10,809）千円】

対策のポイント

全国農林漁業関係団体が実施する当該団体職員を対象とした研修会等への支援を行い、人権問題の解消に努めます。

（経緯）

- ① 平成6年12月の国連総会における「人権教育のための国連10年」決議が採択されたことを受け、我が国においては、平成9年7月に「人権教育のための国連10年」に関する国内行動計画が策定されました。
- ② また、平成8年12月に5年間の時限立法として制定された「人権擁護施策推進法」に基づき設置された人権擁護推進審議会の答申が平成11年7月に行われました。
- ③ こうした状況の中、人権尊重の精神の涵養と人権尊重の理念に対する理解を得ることを目的として、平成12年11月議員立法により「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」が制定されました。
- ④ 同法7条の規定に基づき平成14年3月に策定された「人権教育・啓発に関する基本計画」を受け、農林水産省としてその所掌事務との関連で人権に関わる啓発活動の一環として本事業と「みんなで豊かな農林漁業」人権啓発委託を実施しています。

政策目標

＜人権意識の向上に係る事業の効果率＞

事業実施により人権意識の向上が図られた者が、研修等当該事業参加者の80%以上

＜人権意識の向上に向けた組織体制の整備率＞

事業実施を契機として人権意識の向上に向けた体制が整備されている組織が、事業対象組織の80%以上

＜内容＞

○ 全国農林漁業関係団体職員等に対する啓発活動

全国農林漁業関係団体が、当該職員等を対象に実施する人権問題に関する研修会等の開催や各種資料の作成・配布などの啓発活動を支援します。

【補助率：定額】

【事業実施主体：全国農業協同組合中央会、全国漁業協同組合連合会
全国森林組合連合会、全国土地改良事業団体連合会】

【事業実施期間：平成9年度～平成21年度】

[担当課：経営局構造改善課（03-3502-6444（直））]